

弘前学院大学ティーチング・ポートフォリオ

社会福祉学部・社会福祉学科
大野 拓哉

作成日 2024年1月29日

1. 教育の責務

| <p>1987年4月～1999年3月は文学部、1999年4月～現在は社会福祉学部へ属してきたが、両学部共、筆者の専門たる法学の専門学部ではない。しかも、1999年3月以前の本学は女子大であり、そうした条件下の文学部では、ともすると社会において不利な扱いを受けかねない「女性」にとって「人間」の権利たる人権を講ずることの意義は少なからずあると信じて教育にあたってきた。また、1999年4月の学部開設に合わせて移籍した社会福祉学部でも、将来、高齢者、障害者等生き辛さを強いられかねない人々を支援しようと考えている学生たちに、「人権」や「人間の尊厳」が持つ意味や価値を会得してもらうことの意義は、これまた十分にあると信じて、今日まで教育に従事してきている。</p> | | | | |
|---|----|------|------|-----------------------------|
| 2023年度担当授業 | | | | |
| 科目名 | 学年 | 授業種別 | 開講学期 | 概要 |
| 基礎演習Ⅰ | 1年 | 演習 | 通年 | ディベートに親しみ、ディベートを楽しむ |
| 基礎演習Ⅱ | 2年 | 演習 | 通年 | マンガ『助け合いたい』で学ぶ社会保障 |
| 法学（国際法を含む）A | 1年 | 講義 | 前期 | 「法」とは何か 「法」の解釈と適用 |
| 法学（国際法を含む）B | 1年 | 講義 | 後期 | 社会福祉と「法」～「社会福祉法」を学ぶ |
| 社会保障論A | 1年 | 講義 | 前期 | 医療保険 介護保険 |
| 社会保障論B | 1年 | 講義 | 後期 | 年金保険 雇用保険 労災保険 社会手当 生活保護 |
| 社会福祉学特講B（現代の生活問題） | 1年 | 講義 | 後期 | 第1部 貧困論 第2部 若者の貧困 |
| 日本国憲法A | 2年 | 講義 | 前期 | 人権総論 人権各論（精神的自由権） |
| 日本国憲法B | 2年 | 講義 | 後期 | 人権各論（社会権、経済的自由権、身体的自由と刑事手続） |
| 法と社会A | 2年 | 講義 | 前期 | 文学部開講科目 内容は日本国憲法Aに同じ |
| 法と社会B | 2年 | 講義 | 後期 | 文学部開設科目 内容は日本国憲法Bに同じ |
| 憲法と法 | 1年 | 講義 | 前期 | 看護学部開講科目 内容は日本国憲法Aに同じ |
| 教育制度論 | 2年 | 講義 | 前期 | 教育の制度と法 |
| 専門演習Ⅰ | 3年 | 演習 | 通年 | 課題の設定 発表と討論 |

2. 教育の理念

権利は、判断能力が備わっている人にとっては、ただ単に、自らの意思に基づく判断に従って、「行使する」ものである。しかし、加齢や知的障害、精神障害等によって判断能力が失われたり劣っている人が自らの判断で、適切に権利を行使できないことは容易に想定される。そこで、そうした人の権利の行使を助けたり、代わって行使したりする支援が必要となる。こうした支援を権利擁護と呼ぶとすれば、それは、社会福祉における関わりのうちでも主要なものの一つに数えられる。

しかし、それは言うほど容易くない。というのは、自分のことなら自己責任において権利を行使するだけなのだが、他人が権利を行使するのを支援するとなれば、援助者と被援助者が別人格であるばかりか前者が後者にとって代われる訳でもなく、そこには特有の難しさが伴わざるを得ない。ましてや、支援される人の判断能力が欠けていたり劣っていたりすれば、なおさらではあろう。

そんなときに思い起こされるべきは、バイステックによる次なる記述ではないだろうか。いわく、ケースワーカーがクライアントに援助の手を差し出すとき、「ケースワーカーはクライアントとまったく「同じように」(like) 感じるのではない。むしろ、クライアントと「ともに」(with) 感じるのである」。とはいえ、ここには、被援助者本人に成り代われない援助者側のもどかしさや悲哀があろう。しかし、バイステックは言う。援助したいというケースワーカーの「願望をクライアントに伝えようとするとき、どのような言葉で伝えるかが重要なのではなく、温かさやクライアントに対する思いが伝わるのが大切なのである」と。(F・P・バイステック『ケースワークの原則[新訳改訂版]』p. 65)

こうして、援助者と被援助者との間にある壁や溝にもかかわらず、それを乗り越えるについての示唆を得た上で、筆者としては、それを是非教育に活かしていきたいし、活かしていくべきだと考える。しかし、それだけでなく、可能ならば、学生たちにもそれが少しでも伝わり、将来、良き援助者になってくれることを願ってやまない。

3. 教育の方法

筆者は、授業の形態としては、何よりも、「講義」形式を重視する。あるいは、以下に述べるように、そうせざるを得ない。

というのは、「法学」という学問においては、その議論の前提として、「法」が言葉から成り立っていることから、多くの言葉に関する概念形成が必要とされることに加えて、法が用いられてきた長い歴史の中で形成された特有の理論構成にも通じておかなければならないからである。そうした前提としての作業なしには学問として成立しないといっても過言ではなかろう。従って、まずは、一定の知識や技術を、しかも体系立って教授する講義という形式が不可欠になる。

とはいえ、教授された知識や技術を実際に使うことができなければ、それはまた法学として十分な働きをしたとはいえない。というのは、法学が扱う「法」は、社会統制手段の一つ、あるいは、そう大仰に言わないとしても、一つの実地的な「道具」であり、従って、知っているだけでなく、道具は道具として使えて初めて遺憾なく価値を発揮するからである。そこで、考えられる方法としては、例えば、「演習」という形で、実際の事例において法がどのように用いられているかを見出したり、批判的に捉え直したりすることが考えられる。わが国の法学教育においても、明治期すなわち諸外国からの法の移入期には、一方通行的な講義形式が採用されたが、大正期になって、アメリカ仕込みのケーススタディという方法をも取り入れて展開されてきたことを想起しないわけにはいかない。

なお、演習などにおいては、ディベートはもとより、プレゼンテーションなどの技術・方法が援用されるのは言を俟たない。ただし、問題は形ではない。授業の形態が何であれ、そこにおいて学生の側に主体的に考え取り組む姿勢がなければ、言葉の真の意味で、アクティヴ・ラーニングとは言えないはずであろうとは肝に銘じておかなければなるまい。

4. 教育の成果

それぞれ受講者数も異なる多様な科目を担当しているのが現状である。そこで、手掛かりを得るべく、担当科目の中から対象を絞り、以下では、2022年度の「日本国憲法A」に対する授業評価アンケートの結果を例にとって記すことにする。

まず、学生自身による学生自身に関する評価として、一方で、よく出席しているかと問う問1については、「4 そう思う」が40.0%、「3 まあそう思う」が20.0%、「2 あまり思わない」が40.0%、他方で、課題・レポートなどへの取り組みを問う問4については、「4」が20.0%、「3」と「2」がそれぞれ40.0%であり、総じて、出席にしても、課題等への取り組みにしても、いずれも意欲の高さが伺われる。

そうした前提に立ったうえで、一方で、教員に対する評価に関してみると、教員の「熱意」を問う問7、および授業方法や使用教材が授業内容理解に役立ったかを問う問11に関しては、どちらの問も、「4」が20.0%、「3」が60.0%、合計80.0%という高評価を得ている。

他方で、授業内容に関してみると、新しい知識や専門的な考え方などを学べるかを問う問17、および総合的に授業に満足しているかを問う問18に関しては、共に、「4」が20.0%、「3」が40.0%であり、合計60%の履修者から相対的に高い評価を得ている。

授業評価アンケートが全てを物語るとはいえないとしても、全科目を通じて、また、設問ごとで大きな開きが見られない中で、比較的好く出席し、かつ、課題などにも熱心に取り組む、いわば「意識の高い」履修者によって高評価を得ていることについては、前向きに捉えることも許されるであろう。

5. 教育の改善

上記4. で見られたように、授業評価アンケートにおいては、比較的高評価を得ており、その意味で、直ちに改善すべき具体的課題は見出し難いが、敢えて取り上げるとすれば、以下になるかもしれない。

まず、事前・事後の学修を問う問3について、「1 ほとんど思わない」と「2 あまり思わない」がそれぞれ40.0%、「3 まあそう思う」が20.0%と相対的に低いのは憂慮される。設問が事前・事後の学修を区別せずに問うことにはいささか疑問があるとはいえ、確かに受講者にとって専門ではないという科目の性格上、事前学修はなかなか難しいかもしれないが、専門科目か否かに関わらず、少なくとも、記憶が鮮明なうちに事後学修に努めることは有益ではあろうから、特に後者は強く勧めていきたい。

次いで、問07と問11で、「4」が20.0%、「3」が60.0%、合計80.0%と、また、問17や問18で、「4」が20.0%、「3」が40.0%、合計60%と、どちらも高評価を得たが、そうかといって、この結果に甘んじることなく、例えば、当面、「4」と「3」の割合を逆転させることなどは改善すべき課題には十分なり得よう。

6. 教育の目標

今後の目標は、まずは、授業評価アンケートにおいて高く評価されたことに関しては、それに満足することなく、より以上の評価を受けられるように努力を重ねていくことではあろう。次いで、考えているのは、社会福祉を巡って生起する様々な事案を、法目から見て、鋭く分析できる力を私自身が今以上に身に付けるだけでなく、可能な範囲で、学生にも身に付けてもらえるようにすることである。

とはいえ、新奇なことをやっても、混乱をもたらすだけかもしれない。

そこで、基本的には、信念をもちブレずに、今までやってきたことを貫き通すこと、ただし、その際、少しでも精度を上げるように努力や研鑽を怠らずに重ねていくことに尽きるのではなかろうか。

【資料】

1. シラバス
2. 学生による授業評価アンケート
3. 授業改善計画書
4. 講義用レジュメ・資料